彩の国 埼玉県

令和８年度

高等学校等就学支援金（しゅうがくしえんきん）　申請のしおり

【高等学校等就学支援金とは】

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。（返還不要）

※１　直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり納入するものです。

※２　**申請しない場合や要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。**

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【オンライン申請方法】

- ４ページ掲載のQRコード又はURLからアクセスしてください。
  ※ 検索エンジンでのキーワード検索からはアクセスできません。
- 申請期間：**４月１０日以降**学校が指定する日までにオンライン申請をお願いします。
  ※ ４月１０日より前には申請を行わないでください。

日本国籍以外の生徒は、オンラインで申請することができません。

紙の申請書に必要書類を添付して申請を行ってください。

紙書類で申請を希望する場合は、学校の事務室で書類をお受け取りください。

目　次

1　就学支援金の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　対象となる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

4　申請方法（オンライン申請システムの入力手順）・・・・・・・・・・・・・・・・・4

①　サイトへのアクセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

②　ログイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

新入生

在校生のうち就学支援金の認定を受けていない者の申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・5

③－１　意向登録

④－１　認定申請

④－２　認定申請登録（生徒情報）

④－２　認定申請登録（学校情報）

④－３　認定申請登録確認

在校生のうち就学支援金の認定を受けている者の申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・9

⑤－１　変更手続

⑥－１　在校生受給資格確認（生徒情報）

⑥－２　在校生受給資格確認登録確認

5　よくある質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

1　就学支援金の支給額

支給される金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支給額
全日制課程	９，９００円（月額）
定時制課程（単位制による課程を除く）	２，７００円（月額）
定時制課程（単位制による課程）	１，７４０円（１単位につき）
通信制課程	３３０円（１単位につき）

※ 定時制課程（単位制による課程）及び通信制課程においては、履修単位数に応じて就学支援金が支給されます。在学期間中最大７４単位まで支給を受けることができます。

2　対象となる方

次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。
なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

① 生徒本人が国内に住所を有していること。
② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
③ 高等学校等の在学期間が通算で３６月（定時制課程・通信制課程は４８月）を超えていないこと。
④ 生徒本人が日本国籍を有していること、または、外国籍のうち永住などの在留資格を有していること。

※　国内に住所を有する者のうち在留資格等によっていずれかの支援金が支給され、授業料が補助されます。（次ページ参照）

※　以下の国籍又は在留資格等を有している者が対象です。
①日本国籍を有している生徒
②外国籍のうち以下の在留資格等を有している生徒
・特別永住者
・永住者
・日本人の配偶者（子）
・永住者の配偶者（子）
・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
・家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

（新入生の場合）令和８年４月以降に高校に新たに入学した生徒

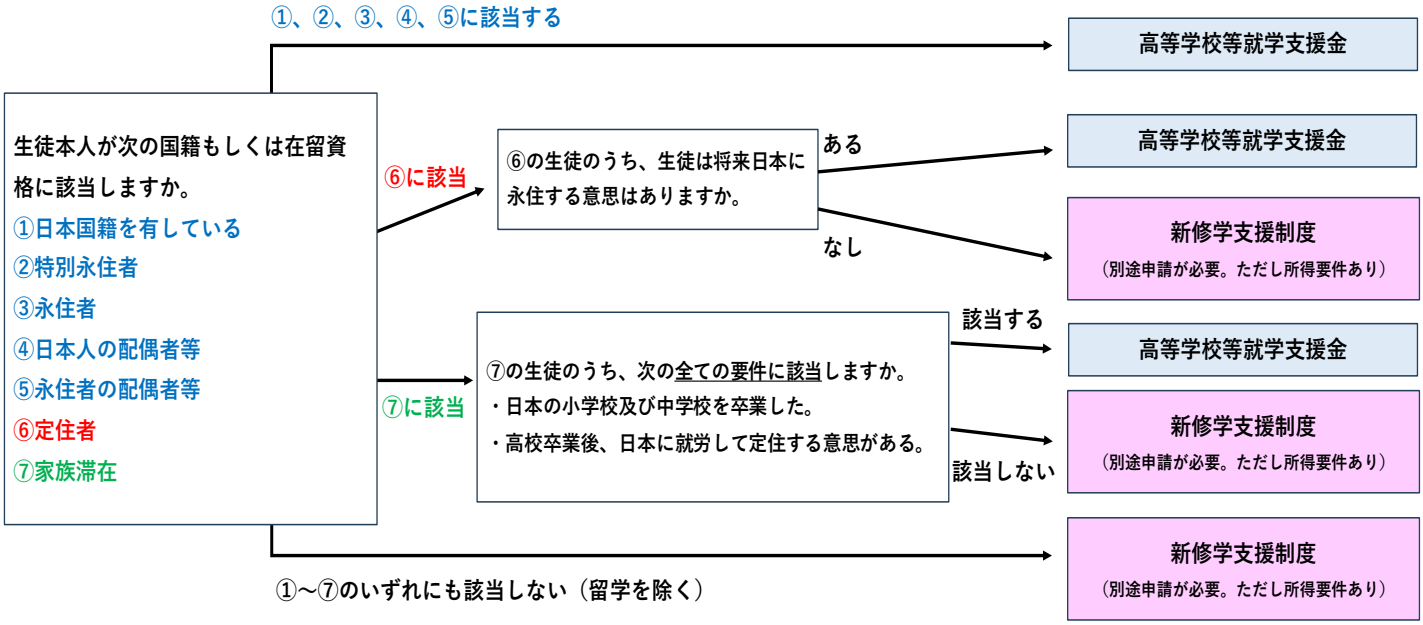

（在校生の場合）令和８年３月以前から引き続き高校に在学している生徒

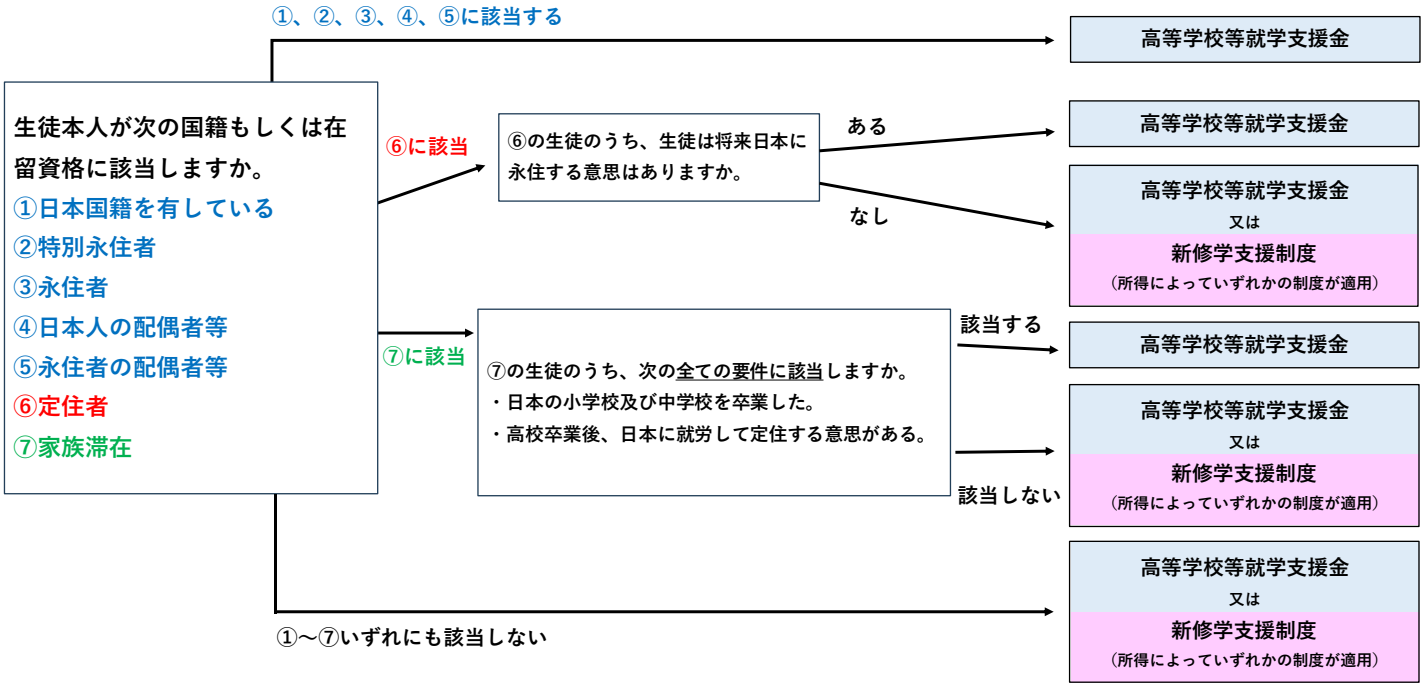

※　高等学校等就学支援金の審査の結果、「新修学支援制度」（就学支援金の制度対象外となる外国籍生徒を対象とした支援制度）の対象となる方に対しては、在籍する学校を通じて別途御案内いたします。

3　提出書類について

日本国籍の生徒のみオンラインにより申請することができます。
日本国籍以外の生徒は、紙の申請書で申請手続を行ってください。（学校の事務室で書類をお受け取りください。）
高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）が日本国籍以外の生徒の申請に対応していないためです。

オンラインで申請する場合、原則書類の提出はございません。
ただし、以下に該当する場合は別途書類を生徒が在学する学校の事務室に提出する必要があります。

● **（国籍や在留資格を問わず）別の高等学校等に過去在籍し、就学支援金を受給していた場合**

【必要書類】

在籍していた高等学校等から送付される就学支援金受給資格消滅通知

4　申請方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、申請を行います。（**オンラインで申請すると、原則として書類の提出が不要になります**。）

① サイトへのアクセス

○ **4 月 10 日から申請できます。**
※それより前には操作しないでください。

○ 以下の URL 又は右の QR コードよりアクセスします。
https://www.e-shien.mext.go.jp/

※ **検索エンジンでの検索では、直接アクセスすることができません**。

② ログイン

➢ 学校から配布されたログインIDとパスワードを入力し、ログインします。

＊＊　高等学校等就学支援金　ログインID通知書　＊＊＊＊＊

発行日：　令和8年4月1日

見本

発行回数：　1

ログインID （数字のみ）	1234567
パスワード （英字大文字・小文字、数字）	Abc123def

※ ログインできなくなってしまった場合はP10「よくある質問と回答」を参照してください。

e-Shien ログイン画面

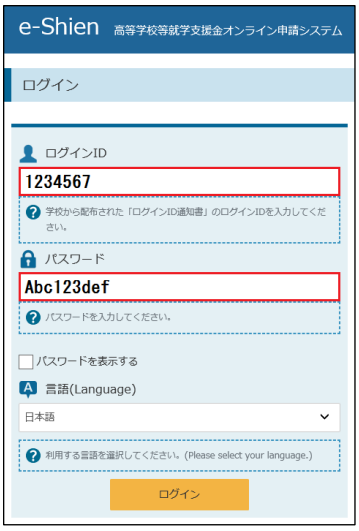

※授業料の補助を受けたい場合は、必ず御申請ください。

1　以下に該当する生徒は、こちらを確認し申請手続を行ってください。

- 令和８年４月に現在の高校に新た入学した方（新入生・転編入生）
- 令和８年３月以前から、現在の高校に在学する生徒（在校生）のうち、就学支援金の認定を受けていない方（「高校生等臨時支援金」のみを受給していた方を含む）

※　就学支援金の認定を受けている在校生は、９ページを参照し手続を行ってください。

※　入力画面は開発中のものです。実際の画面と異なる場合があります。

③－１　意向登録

○　新規申請

新規申請の「意向登録」をクリックし、就学支援金の申請意向の登録をします。

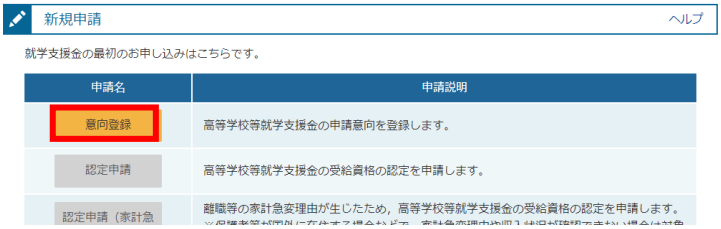

※　在校生のうち、過去に意向登録を「意向なし」として登録された方で、「意向登録」がクリックできない方については、入力できない状態となっています。生徒が通う学校事務室へ御連絡ください。

※　「登録内容確認」後にログアウトし、申請を再開する場合は、選択するボタンが異なります。６ページを参照の上、「④－１認定申請」から進めてください。

○　確認事項

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

○　意向確認

申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

・就学支援金の受給を希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

※ 支給の対象となるか不明な場合は、こちらを選択してください。

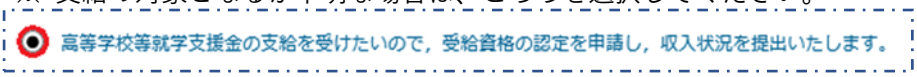

○　登録内容確認

確認事項と意向確認で入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～「④認定申請」（６ページへ）進んでください。～

④－１　認定申請

就学支援金の支給を希望する場合は、意向登録（初めて申請をされる方のみ）後、申請に必要な情報を登録します。

「続けて受給資格認定申請を行う」をクリックし、生徒情報の入力画面へ進みます。

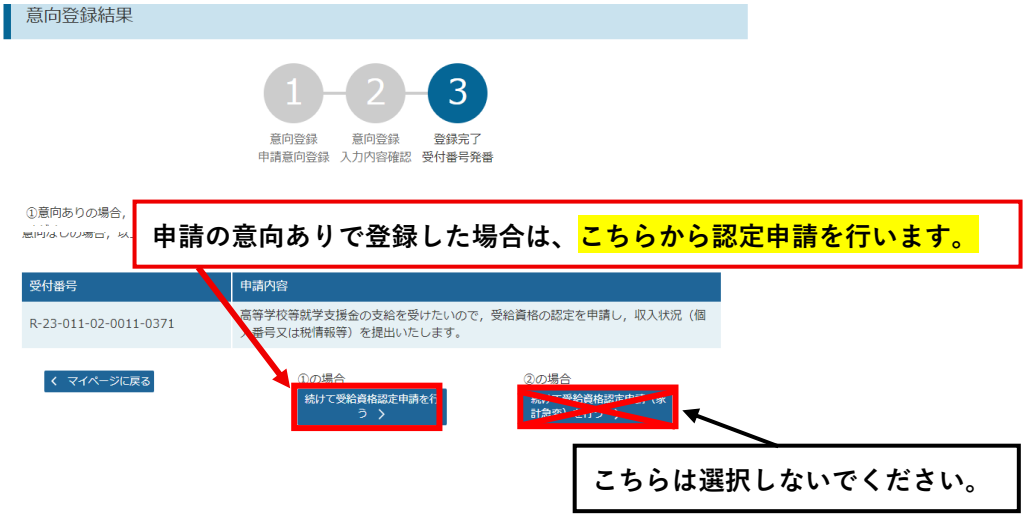

※「③ 意向登録」後にログアウトし、申請を再開したい場合

・前回の申請結果が不認定であり、新たに申請を行う場合

ログイン後、以下のボタンから進めてください。

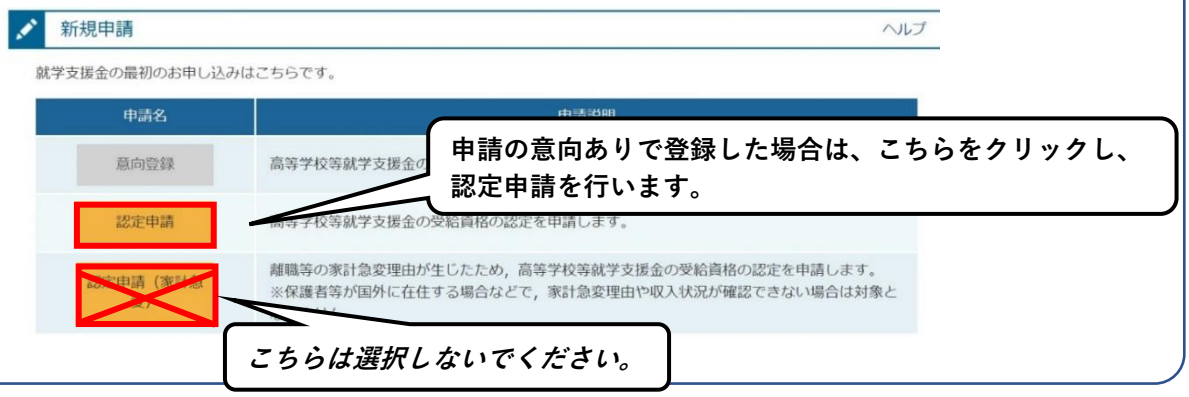

～「④－２認定申請登録（生徒情報」（７ページへ）進んでください。～

④－２　認定申請登録（生徒情報）

以下の必要事項を確認、入力した上で、最後に「学校情報入力」をクリックします。

○氏名・ふりがな：現在在籍する高校であらかじめ登録をしています。

○生年月日：現在在籍する高校で仮入力を行っています。誤っている場合、正しい情報に修正してください。

※　**就学支援金の審査に必要な項目です。**誤りのないよう御確認ください。

○住所：現住所を入力してください。

○（建物名・部屋番号）：部屋番号等を入力してください。

○メールアドレス：入力は任意です。登録したアドレスに通知が届きます。

○申請対象時期：「２０２６年４月１日以降の申請」にチェックがされているか確認してください。

○国籍：生徒本人の国籍を選択してください。

※　このシステムでは、生徒本人の国籍が「日本国」の生徒のみ申請が可能です。

（留意事項）

国籍が「日本国籍以外」の生徒は、紙申請書による申請手続が必要です。

学校の事務室で手続に必要な書類を受け取ってください。

※　高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）が、現段階で日本国籍以外の生徒の申請に対応していないため、オンライン申請はできません。

～「④－２認定申請登録（学校情報）」（８ページへ）進んでください。～

④－２　認定申請登録（学校情報）

○　高等学校等の在学期間について

以下の内容を確認し、該当する場合のみ（２）の内容を入力します。

最後に「入力内容確認」をクリックします。

(1)　「現在通っている高等学校等の在学期間について」

あらかじめ入力していますので、**入力内容の変更を行わないでください**。

(2)　「過去に別の高等学校等に在学していた期間について」

現在在籍する高校に入学する以前に、別の高等学校等に在学していた場合のみ、「在学期間追加＋」（以下のイメージ図を参照）をクリックします。その学校の学校名と在学期間を入力してください。

現在在籍する高校に入学する以前の高校等で、「高等学校等就学支援金」を受給していた場合は、「受給資格消滅通知」を、別途学校の事務室へ提出してください。「受給資格消滅通知」は、以前に在籍していた高校等から配布されます。

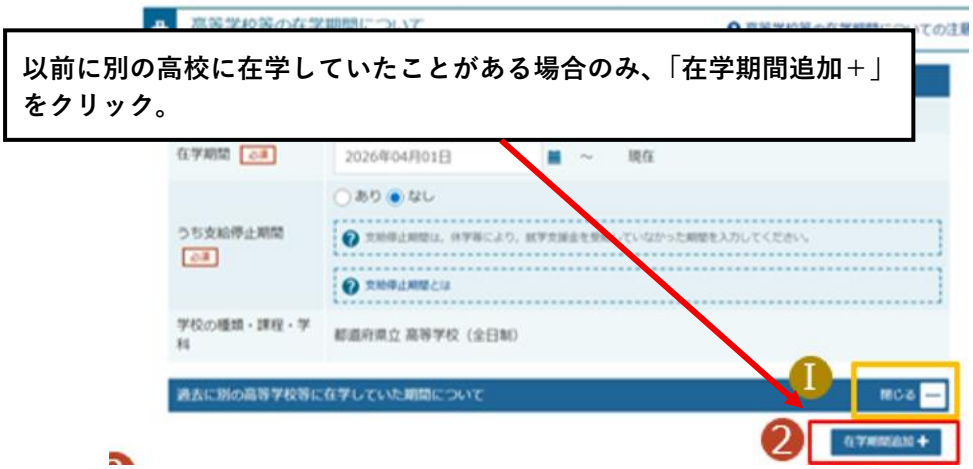

④－３　認定申請登録確認

生徒情報、学校情報が表示されます。入力内容を確認し、「確認事項」の全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。最後に申請完了の画面が表示されます。

〈オンライン申請で誤った内容を登録した場合は〉

オンラインでの申請において、「意向登録」や「認定申請」を誤った内容で登録した場合、**御自身で登録内容の修正や取り消しを行うことはできません**。

入力内容の修正等が必要な場合は、生徒が在学する学校の事務室に御連絡ください。

～申請手続はこれで終了です～

２　以下に該当する生徒は、こちらを確認し申請手続を行ってください。

- 令和８年３月以前から、現在の高校に在学する生徒（在校生）のうち、就学支援金の認定を受けている方

※　就学支援金の認定を受けていない在校生は、５ページを参照し手続を行ってください。

※　入力画面は開発中のものです。実際の画面と異なる場合があります。

⑤－１　変更手続

「変更手続」タブ内の「在校生受給資格確認」をクリックします。

⑥－１　在校生受給資格確認（生徒情報）

前回の申請手続の際に登録した内容が表示されます。

メールアドレス以外の内容について修正が必要な場合は、在学する学校の事務室へ連絡してください。

～引き続き（１０ページへ）進んでください。～

以下の必要事項を確認、入力した上で、最後に「入力内容確認」をクリックします。

○申請対象時期：「２０２６年４月１日以降の申請」にチェックがされているか
確認してください。

○国籍：生徒本人の国籍を選択してください。

※　このシステムでは、生徒本人の国籍が「日本国」の生徒のみ申請が可能です。

（留意事項）

国籍が「日本国籍以外」の生徒は、紙申請書による申請手続が必要です。
学校の事務室で手続に必要な書類を受け取ってください。

※　高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）が、現段階で日本国籍以外の生徒の申請に対応していないため、オンライン申請はできません。

～「⑥－２在校生受給資格確認登録確認」（１１ページへ）進んでください。～

⑥－２　在校生受給資格確認登録確認

生徒情報が表示されます。入力内容を確認し、「確認事項」の全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。最後に手続完了の画面が表示されます。

〈オンライン申請で誤った内容を登録した場合は〉

オンラインでの手続において、を誤った内容で登録した場合、手続完了後に**御自身で登録内容の修正や取り消しを行うことはできません**。

入力内容の修正等が必要な場合は、生徒が在学する学校の事務室に御連絡ください。

～申請手続はこれで終了です～

5　よくある質問と回答

質問①　今回申請すれば、在学中授業料が無償化されますか？

○ 今回の申請で、支給される就学支援金は、令和８年４月～令和９年３月分の授業料です。令和９年４月分以降の手続きは改めて御案内いたします。

○ ただし、１ページに記載している支給要件を満たさない場合、就学支援金は支給されません。（授業料をお支払いいただく必要がございます。）

質問②　e-Shien にログインできなくなってしまった場合はどうすればいいですか？

○ ログインを５回失敗すると、アカウントがロックされ、ログイン操作ができなくなります。
ロックされた場合は、ロックを解除しますので、生徒が通う学校事務室へ御連絡ください。

○ ログイン ID やパスワードが分からなくなった場合は、学校事務室へお問い合わせください。

質問③　審査の結果はいつ分かりますか？

○ 一番早い場合で、７月下旬以降に学校を通じて送付する予定です。また、審査状況や審査結果をオンラインでも確認することができます。（e-Shien へのログインが必要です。）

○ 審査においては、申請者様ごとに要件を確認するため、結果の送付時期が異なります。

○ また、以下に該当する場合、申請内容の追加確認や書類の追加提出が必要となることがあるため、審査に時間を要し、結果通知の送付が遅れる可能性があります。

・申請に必要な情報の未記載や誤り等、申請内容に不備があった場合
・過去に別の高等学校等に在籍しており、在籍状況の確認等が必要となる場合
・その他、審査に当たり疑義が生じた場合

質問④　国籍や在留資格の要件により就学支援金の対象外となった場合、受けられる支援制度はありますか。

○ 国籍や在留資格の要件により就学支援金が受けられない方を対象に、令和８年度から新しい修学支援制度（所得要件あり）が創設されました。

○ 就学支援金の審査の結果、対象となる方には、在籍する学校を通じて、別途御案内します。

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県のホームページに掲載しています。

以上の内容を御確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

埼玉県ホームページはこちら

以下のいずれかへお問い合わせください。

① **生徒が通う学校の事務室**

② **埼玉県高等学校等修学支援制度コールセンター**

問い合わせ先：電話　048-830-8855　FAX　048-833-0497

〒330-9301　さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受 付 時 間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※4 月、7 月、11 月は、

8 時 30 分から 19 時 00 分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

埼玉県　就学支援金　公立　　検索